様式第５（第３の２の（１）の①関係）

ゲノム編集技術の利用により得られた生物の使用等に係る拡散防止措置確認書

年　　月　　日

　農林水産省消費・安全局農産安全管理課長　宛

氏名

提出者　住所

電話番号

　ゲノム編集技術の利用により得られた生物を、拡散防止措置を執って使用等をするため、「農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の生物多様性影響に関する情報提供等の具体的な手続について」（令和元年10月９日付け元消安第2743号農林水産省消費・安全局長通知）第３の２の（１）の①の規定に基づき、当該拡散防止措置に関する確認書を提出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 記入欄 |
| １　ゲノム編集技術の利用により得られた生物の名称及び概要 | |  |
| ２　当該生物の用途 | |  |
| ３　カルタヘナ法第２条第２項第１号の細胞外において核酸を加工する技術の利用により得られた核酸又はその複製物を有していないことが確認された生物であること | (1) 細胞外で加工した核酸の移入の有無（移入した場合は、移入した核酸に関する情報を含む。） |  |
| (2) 移入した核酸の残存の有無（選抜・育成の経過及び当該核酸の残存の有無を確認した方法に関する情報を含む。） |  |
| ４　改変した生物の分類学上の種 | (1) 分類学上の種の名称及び宿主の品種名又は系統名等 |  |
| (2) 自然環境における分布状況、使用等の歴史及び現状並びに生理学的及び生態学的特性 |  |
| ５　改変に利用したゲノム編集の方法 | (1) 利用した人工ヌクレアーゼ等に関する情報 |  |
| (2) 当該人工ヌクレアーゼ等の導入方法 |  |
| ６　改変した遺伝子及び当該遺伝子の機能 | (1) 標的とした宿主のゲノム上の切断部位及び当該部位に生じた変化 |  |
| (2)標的とした遺伝子に関する情報及び改変により生じると理論上考えられる形質の変化 |  |
| ７　当該改変により付与された形質の変化 | |  |
| ８　７以外に生じた形質の変化の有無（ある場合はその内容） | (1) 標的以外の部位が改変された可能性に関する情報 |  |
| (2) 宿主と比較して作出した生物に生じた７以外の形質の変化 |  |
| ９　拡散防止措置 | (1) 使用区分 |  |
| (2) 作業区域の概要 |  |
| (3) 事業者における管理体制 |  |

［備考］

提出者が法人の場合にあっては、氏名については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、法人番号を付記すること。住所については、主たる事業所の所在地を記載すること。電話番号は、本情報提供書の内容について確認等の必要があった場合に連絡が可能な担当部署の電話番号を記載すること。

表中の各項目に記載する情報の内容は、当該生物の種類が微生物の場合にあっては別記１、動物の場合にあっては別記２、植物の場合にあっては別記３によることとする。

別記１から別記３までにおいて、情報提供者が保管することとされている資料については、本情報提供書には当該資料の一覧を添付し、当該資料の本体は、農林水産省において当該資料を確認する必要があった場合に速やかに提出できるよう、情報提供者が保管することとする。当該資料は、情報提供書を提出し、当該情報が農林水産省のウェブサイトに公表された後５年以上保管することとする。

別記１　生物の種類が微生物の場合に記載する情報の具体的な内容

1 名称は、当該生物の宿主又は親生物の属する分類学上の種の名称及び当該生物の特性等の情報を含めることにより、他の生物と明確に区別できる名称とすること。

　概要は、ゲノム編集技術の利用により付与した特性等の概要を記載すること。

2 当該生物の使用等の目的及び概要（使用内容、計画されている生産規模等）について記載すること。

3(1) 細胞外で加工した核酸を移入した場合は、移入した核酸の構成及び移入方法（標的DNAとの結合に関わる部位がRNAである人工ヌクレアーゼを直接移入、人工ヌクレアーゼのmRNAを移入、人工ヌクレアーゼ遺伝子を組み込んだベクターを移入、プラスミドを移入等）について概要を記載すること。その根拠となる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

3(2) 選抜・育成の経過は、細胞外で加工した核酸を移入した個体を作出してから、最終的に得られた（本情報提供の対象である）個体が選抜されるまでの育成の経過について概要を記載すること。

移入した核酸の残存の有無を確認した方法は、確認した解析方法及びその解析結果について概要を記載すること。その根拠となる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

4(1) 以下に掲げる事項を記載すること。

ア　学名（属及び種）及び株名

イ　公的な微生物保存機関から分与されたものである場合には、当該機関の名称と株番号。それ以外の場合には、同定の根拠となる事項（既に学名が公認されている種との同異点及びその根拠、株の分離源及びそれから作製した基準株の寄託場所及び保管番号等）

ウ　宿主を遺伝的改変を用いて得た場合にはその遺伝的改変の内容（ただし、宿主が既に主要な学術文献等に記載されている株である場合は、その株名を記載すること。）

なお、遺伝的改変の内容の詳細（野生株から宿主株までの遺伝的改変の経緯及び誘導するために用いた遺伝的改変の操作（例えば紫外線照射による突然変異の誘発、接合等））について記載した資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

4(2) 自然環境における分布状況は、宿主として野生株を用いる場合に記載すること。

　　使用等の歴史及び現状は、宿主として利用する株が産業利用された歴史を有する場合には、その内容及び期間を記載すること。

生理学的及び生態学的特性は、以下の項目ごとに、特徴的な要点を記載すること。

ア　繁殖又は増殖の様式（宿主又は宿主の属する分類学上の種の有性又は無性生殖の周期、増殖温度域、増殖速度、栄養要求性、薬剤感受性等の特性）

イ　病原性

(ｱ) 宿主又は宿主の属する分類学上の種の病原性の有無及びその根拠、病原性に関係あるウイルス及びプラスミドの有無

(ｲ) 病原性が知られている場合には、その内容並びに予防及び治療の方法

ウ　その他の情報

(ｱ) 宿主又は宿主に属する分類学上の種の有害な影響を及ぼす生理活性物質等の産生性の有無

(ｲ) (ｱ)について該当する物質の存在が知られている場合は、その名称並びに活性及び毒性の強さ

(ｳ) 抗生物質の産生性等の主要な生理学的性質

なお、これらの情報について、その根拠となる資料や、詳細な内容を確認できる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

5(1) 人工ヌクレアーゼ等の種類（ZFN、TALEN、CRISPR/Cas9等）、人工ヌクレアーゼ等の構成要素について概要を記載すること。人工ヌクレアーゼ等の設計について図示した資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

5(2) 導入方法は、人工ヌクレアーゼそのものを宿主の細胞内に移入する、人工ヌクレアーゼ遺伝子を組み込んだベクターを宿主の細胞内に移入する、人工ヌクレアーゼ遺伝子を宿主のゲノムに組み込む等、その概要を記載すること。また、人工ヌクレアーゼ遺伝子等を宿主のゲノムに組み込む場合は、その方法についても記載すること。

6(1) 人工ヌクレアーゼ等の標的とし切断等した部位及び当該部位に生じた塩基配列の変化（塩基の付加、置換及び欠失）について概要を記載すること。これらについて図示した資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

6(2)標的とした遺伝子について、その名称、当該遺伝子の機能、当該遺伝子の発現により産生されるタンパク質の機能とともに、当該遺伝子を改変した場合に生ずると理論上考えられる機能の変化について概要を記載すること。これらの詳細な内容を確認できる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

7 標的とした遺伝子の改変により、実際に付与された生理学的又は生態学的特性について、宿主と比較し、特徴的な要点を記載すること。これらの詳細な内容を確認できる資料（当該生物の宿主又は宿主の属する分類学上の種からの識別を可能とする特徴があれば、当該特徴に関する資料を含む。）は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

8(1) 宿主又は宿主の属する分類学上の種、品種若しくは系統において明らかとなっているゲノムの塩基配列について、標的配列と類似する配列の有無を調べ、その結果を記載すること。

　　標的配列と類似する配列があった場合には、当該部位における配列の差の有無について解析を行い、その結果を記載すること。

　　これらの結果の妥当性を確認できる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

8(2) ７に記載した形質以外に、繁殖又は増殖の様式、病原性等に係る形質について、宿主とゲノム編集技術の利用により得られた生物との間に差が生ずる可能性について考察し、記載すること（必要に応じ、別途記載した選抜・育成の経過、標的遺伝子等の機能及び標的遺伝子の改変により実際に付与された特性、標的配列と類似する配列における配列の差の有無等の内容を踏まえて考察すること。）。

　　これらの根拠となる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

9(1) 以下の区分に分類し、遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第１号）別表（「遺伝子組換え微生物」とあるのは「対象微生物」と読み替えるものとする。）の上欄に掲げる対象生物の区分に応じて、別表の下欄に定める拡散防止措置を実施する旨を記載すること。なお、以下の区分に該当しないものは「その他」と記載し、予定している拡散防止措置の内容を別紙に記載すること。

ア　GILSP相当（宿主、供与核酸、ベクター及び改変した微生物が次の基準を満たすもの）

(ｱ) 宿主

ａ　病原性がないこと

ｂ　病原性に関係のあるウイルス及びプラスミドを含まないこと

ｃ　安全に長期間利用した歴史がある又は特殊な培養条件下では増殖するがそれ以外では増殖が制限されていること

(ｲ) 供与核酸及びベクター

ａ　性質が十分明らかにされており、有害と認められる塩基配列を含まないこと

ｂ　伝達性に乏しく、かつ、本来耐性を獲得することが知られていない生細胞に耐性マーカーを伝達しないこと

(ｳ) 改変した微生物

ａ　病原性がないこと

ｂ　宿主と比べて増殖する能力が高くないこと

イ　カテゴリー１相当（改変した微生物が病原性がある可能性が低く、かつアに含まれないもの。）

9(2) 作業区域（対象生物の使用等をする区域であって、それ以外の区域と明確に区別できるもの。以下同じ。）の位置、設備の配置及び構造並びに生産工程について、その概要を記載すること。これらの詳細な内容を確認できる資料（以下のアからエまでの資料を含む。）は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

ア　作業区域の位置　事業所内外の建屋の配置及び名称並びに作業区域を図示したもの

イ　設備の配置　作業区域を含む平面図を示し、当該微生物を取り扱う主要な設備の位置及び名称を記載したもの

ウ　設備の構造　当該微生物の取扱いに係る設備又は装置に関し、設備の仕様、排水系統及び換気設備（「使用区分」を「カテゴリー１」と分類した場合であって、作業区域のうち強制換気を行っている建屋又は部屋の換気設備）を記載し、必要に応じて図示したもの）

エ　生産工程　当該微生物の生産又は当該微生物を使用して行う物質の生産の工程について、その概略を図示したもの（図には、各種機器の名称、バルブの箇所等を記載し、必要に応じ各工程の名称及び内容を記載すること。）

9(3) 施設・設備の保守点検体制、経験者の配置及び教育訓練体制、事故時等緊急時における対処方法等について、その概要を記載すること。これらの詳細な内容を確認できる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

別記２　生物の種類が動物の場合に記載する情報の具体的な内容

1 名称は、当該生物の宿主又は親生物の属する分類学上の種の名称及び当該生物の特性等の情報を含めることにより、他の生物と明確に区別できる名称とすること。

　概要は、ゲノム編集技術の利用により付与した特性等の概要を記載すること。

2 当該生物の使用等の目的及び概要（使用内容、計画されている生産規模等）について記載すること。

3(1) 細胞外で加工した核酸を移入した場合は、移入した核酸の構成及び移入方法（標的DNAとの結合に関わる部位がRNAである人工ヌクレアーゼを直接移入、人工ヌクレアーゼのmRNAを移入、人工ヌクレアーゼ遺伝子を組み込んだベクターを移入、プラスミドを移入等）について概要を記載すること。その根拠となる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

3(2) 選抜・育成の経過は、細胞外で加工した核酸を移入した個体を作出してから、最終的に得られた（本情報提供の対象である）個体が選抜されるまでの育成の経過について概要を記載すること。

移入した核酸の残存の有無を確認した方法は、確認した解析方法及びその解析結果について概要を記載すること。その根拠となる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

4(1) 以下に掲げる事項を記載すること。

ア　分類学上の種の名称（和名、英名及び学名）

イ　宿主の品種名又は系統名

ウ　当該品種等を作出するために用いた遺伝的改変の内容

なお、遺伝的改変の内容の詳細（由来品種等から利用しようとする宿主品種までの系統図、作出するのに用いた遺伝的改変の操作（例えば近交系による継代）等）について記載した資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

4(2) 自然環境における分布状況は、国内及び国外の自然環境における分布の有無を記載し、分布がある場合は、分布地域名を記載すること。

　　使用等の歴史及び現状は、使用の状況について、宿主又は宿主の属する分類学上の種の使用の歴史、主たる使用形態、主たる用途等を記載すること。

生理学的及び生態学的特性は、以下の項目ごとに、特徴的な要点を記載すること。

ア　繁殖の様式（哺乳動物の胎生の場合は、性成熟期、繁殖季節、発情周期、妊娠期間、産子数等、その他の生殖又は繁殖様式の場合はこれに相当する内容）

イ　自然界における生存能力及び繁殖能力（宿主品種等の生存能力及び繁殖能力について、一般の開放された環境における状況を主たる利用形態の環境と比較して想定される点）

ウ　その他の情報（有害物質等他の生物個体に影響を及ぼす物質の産生性等の主要な生理学的性質）

5(1) 人工ヌクレアーゼ等の種類（ZFN、TALEN、CRISPR/Cas9等）、人工ヌクレアーゼ等の構成要素について概要を記載すること。人工ヌクレアーゼ等の設計について図示した資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

5(2) 導入方法は、人工ヌクレアーゼそのものを宿主の細胞内に移入する、人工ヌクレアーゼ遺伝子を組み込んだベクターを宿主の細胞内に移入する、人工ヌクレアーゼ遺伝子を宿主のゲノムに組み込む等、その概要を記載すること。また、人工ヌクレアーゼ遺伝子等を宿主のゲノムに組み込む場合は、その方法についても記載すること。

6(1) 人工ヌクレアーゼ等の標的とし切断等した部位及び当該部位に生じた塩基配列の変化（塩基の付加、置換及び欠失）について概要を記載すること。これらについて図示した資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

6(2)標的とした遺伝子について、その名称、当該遺伝子の機能、当該遺伝子の発現により産生されるタンパク質の機能とともに、当該遺伝子を改変した場合に生ずると理論上考えられる機能の変化について概要を記載すること。これらの詳細な内容を確認できる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

7 標的とした遺伝子の改変により、実際に付与された生理学的又は生態学的特性について、宿主と比較し、特徴的な要点を記載すること。これらの詳細な内容を確認できる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

8(1) 宿主又は宿主の属する分類学上の種、品種若しくは系統において明らかとなっているゲノムの塩基配列について、標的配列と類似する配列の有無を調べ、その結果を記載すること。

　　標的配列と類似する配列があった場合には、当該部位における配列の差の有無について解析を行い、その結果を記載すること。

　　これらの結果の妥当性を確認できる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

8(2) ７に記載した形質以外に、形態及び成長の特性、繁殖の様式、自然界における生存能力及び繁殖能力、食性等に係る形質について、宿主とゲノム編集技術の利用により得られた生物との間に差が生ずる可能性について考察し、記載すること（必要に応じ、別途記載した選抜・育成の経過、標的遺伝子等の機能及び標的遺伝子の改変により実際に付与された特性、標的配列と類似する配列における配列の差の有無等の内容を踏まえて考察すること。）。

　　これらの根拠となる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

9(1) 「－」と記載すること（動物の場合は該当しない。）。

9(2) 作業区域（対象生物の使用等をする区域であって、それ以外の区域と明確に区別できるもの。以下同じ。）の位置並びに設備の配置及び構造について、その概要を記載すること。これらの詳細な内容を確認できる資料（以下のアからウまでの資料を含む。）は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

ア　作業区域の位置　事業所内外の建屋の配置及び名称並びに作業区域を図示したもの

イ　設備の配置　作業区域を含む平面図を示し、当該動物を取り扱う主要な設備の位置及び名称並びに必要に応じて部外者への注意書等の位置を記載したもの

ウ　設備の構造　当該動物を取り扱う設備の仕様について記載したもの、また、当該動物を取り扱うために排水系統等について特別な設備を設置した場合には、当該設備を図示したもの

9(3) 施設・設備の保守点検体制、経験者の配置及び教育訓練体制、飼育管理に係る作業要領・手順、事故時等緊急時における対処方法等について、その概要を記載すること。これらの詳細な内容を確認できる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

別記３　生物の種類が植物の場合に記載する情報の具体的な内容

1 名称は、当該生物の宿主又は親生物の属する分類学上の種の名称及び当該生物の特性等の情報を含めることにより、他の生物と明確に区別できる名称とすること。

　概要は、ゲノム編集技術の利用により付与した特性等の概要を記載すること。

2 当該生物の使用等の目的及び概要（使用内容、計画されている生産規模等）について記載すること。

3(1) 細胞外で加工した核酸を移入した場合は、移入した核酸の構成及び移入方法（標的DNAとの結合に関わる部位がRNAである人工ヌクレアーゼを直接移入、人工ヌクレアーゼのmRNAを移入、人工ヌクレアーゼ遺伝子を組み込んだベクターを移入、プラスミドを移入等）について概要を記載すること。その根拠となる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

3(2) 選抜・育成の経過は、細胞外で加工した核酸を移入した個体を作出してから、最終的に得られた（本情報提供の対象である）個体が選抜されるまでの育成の経過について概要を記載すること。

移入した核酸の残存の有無を確認した方法は、確認した解析方法及びその解析結果について概要を記載すること。その根拠となる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

4(1) 以下に掲げる事項を記載すること。

ア　分類学上の種の名称（和名、英名及び学名）

イ　宿主の品種名又は系統名

ウ　当該品種等を作出するために用いた遺伝的改変の内容

なお、遺伝的改変の内容の詳細（由来品種等から利用しようとする宿主品種までの系統図、作出するのに用いた遺伝的改変の操作（例えば近交系による継代）等）について記載した資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

4(2) 自然環境における分布状況は、国内及び国外の自然環境における自生の有無を記載し、自生がある場合は、自生地域名を記載すること。

　　使用等の歴史及び現状は、使用の状況について、宿主又は宿主の属する分類学上の種の使用の歴史、主たる使用形態、主たる用途等を記載すること。

生理学的及び生態学的特性は、以下の項目ごとに、特徴的な要点を記載すること。

ア　繁殖又は増殖の様式

(ｱ) 種子の脱粒性、散布様式、休眠性及び寿命

(ｲ) 栄養繁殖の様式（ひこばえ、塊茎、塊根、匍匐枝等）及び自然条件において植物体等を再生し得る組織又は器官からの出芽特性

(ｳ) 自殖性又は他殖性の程度、自家不和合性の有無、近縁野生種との交雑性及びアポミクシスを生ずる特性を有する場合はその程度

(ｴ) 花粉又は胞子の生産量、稔性、形状、媒介方法、飛散距離及び寿命

イ　自然界における生存能力及び繁殖又は増殖の能力（宿主品種等の生存能力及び繁殖又は増殖の能力について、一般の開放された環境における状況を主たる利用形態の環境と比較して想定される点）

ウ　その他の情報（有害物質等他の生物個体に影響を及ぼす物質の産生性等の主要な生理学的性質）

5(1) 人工ヌクレアーゼ等の種類（ZFN、TALEN、CRISPR/Cas9等）、人工ヌクレアーゼ等の構成要素について概要を記載すること。人工ヌクレアーゼ等の設計について図示した資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

5(2) 導入方法は、人工ヌクレアーゼそのものを宿主の細胞内に移入する、人工ヌクレアーゼ遺伝子を組み込んだベクターを宿主の細胞内に移入する、人工ヌクレアーゼ遺伝子を宿主のゲノムに組み込む等、その概要を記載すること。また、人工ヌクレアーゼ遺伝子等を宿主のゲノムに組み込む場合は、その方法（アグロバクテリウム法、パーティクルガン法等）についても記載すること。

6(1) 人工ヌクレアーゼ等の標的とし切断等した部位及び当該部位に生じた塩基配列の変化（塩基の付加、置換及び欠失）について概要を記載すること。これらについて図示した資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

6(2)標的とした遺伝子について、その名称、当該遺伝子の機能、当該遺伝子の発現により産生されるタンパク質の機能とともに、当該遺伝子を改変した場合に生ずると理論上考えられる機能の変化について概要を記載すること。これらの詳細な内容を確認できる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

7 標的とした遺伝子の改変により、実際に付与された生理学的又は生態学的特性について、宿主と比較し、特徴的な要点を記載すること。これらの詳細な内容を確認できる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

8(1) 宿主又は宿主の属する分類学上の種、品種若しくは系統において明らかとなっているゲノムの塩基配列について、標的配列と類似する配列の有無を調べ、その結果を記載すること。

　　標的配列と類似する配列があった場合には、当該部位における配列の差の有無について解析を行い、その結果を記載すること。

　　これらの結果の妥当性を確認できる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

8(2) ７に記載した形質以外に、形態及び生育の特性、越冬性・越夏性、種子の生産量、脱粒性、休眠性及び発芽性等に係る形質について、宿主とゲノム編集技術の利用により得られた生物との間に差が生ずる可能性について考察し、記載すること（必要に応じ、別途記載した選抜・育成の経過、標的遺伝子等の機能及び標的遺伝子の改変により実際に付与された特性、標的配列と類似する配列における配列の差の有無等の内容を踏まえて考察すること。）。

　　これらの根拠となる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

9(1) 「－」と記載すること（植物の場合は該当しない。）。

9(2) 作業区域（対象生物の使用等をする区域であって、それ以外の区域と明確に区別できるもの。以下同じ。）の位置、設備の配置及び構造並びに生産工程について、その概要を記載すること。これらの詳細な内容を確認できる資料（以下のアからエまでの資料を含む。）は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。

ア　作業区域の位置　事業所内外の建屋の配置及び名称並びに作業区域を図示したもの

イ　設備の配置　作業区域を含む作業場の平面図を示し、当該植物を取り扱う主要な設備の位置及び名称並びに必要に応じて部外者への注意書等の位置を記載したもの

ウ　設備の構造　当該植物を取り扱う設備の仕様について記載したもの、また、当該動物を取り扱うために排水系統等について特別な設備を設置した場合には、当該設備を図示したもの

エ　生産工程　培養設備を用いた培養等により当該植物の生産又は当該植物を使用して物質の生産を行う場合には、その工程について概略を図示したもの（図には、各種機器の名称、バルブの箇所等を記載し、必要に応じ各工程の名称及び内容を記載すること。）

9(3) 施設・設備の保守点検体制、経験者の配置及び教育訓練体制、飼育管理に係る作業要領・手順、事故時等緊急時における対処方法等について、その概要を記載すること。これらの詳細な内容を確認できる資料は、情報提供者が保管し、資料一覧に追加すること。